

議案第 1 2 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 1 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「その他法に関する事務」の次に「、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下「マンション建替円滑化法」という。）に規定する事務その他マンション建替円滑化法に関する事務」を加える。

第 3 条中「並びに」の次に「マンション建替円滑化法、」を加える。

第 5 条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条第 1 項中「徴収する事務に係る申請」の次に「（第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物にあつては、第 2 条に規定する事務に係る申請に限る。）」を加え、同項ただし書を削り、同項第 1 号中「き損」を「毀損」に改め、同項第 3 号中「その他」を「本市が建築主である建築物その他」に改める。

別表第 1 の 1 の項を次のように改める。

1	法第 6 条第 1 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 建築物の床面積の合計（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。以下この項において「床面積」という。）が 30 平方メートル以内のもの 7,000 円 (2) 床面積が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 14,000 円 (3) 床面積が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 24,000 円 (4) 床面積が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 31,000 円 (5) 床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 58,000 円
---	---	----------------------	---

		(6) 床面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 78,000 円
		(7) 床面積が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 235,000 円
		(8) 床面積が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 420,000 円
		(9) 床面積が 50,000 平方メートルを超えるもの 777,000 円

別表第1の5の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に、「第7項」を「別表第1の7の項」に改め、同表の6の項から8の項までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の9の項から12の項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表に次のように加える。

13	法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号（これらの規定を法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000 円
----	---	---------------------------------	-----------

別表第2の1の項中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表の8の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表の11の項中「適用除外に」を「適用除外等に」に改め、同表の22の項中「基づく」の次に「建築物の」を加え、同表の39の項中「規定に基づく」の次に「建築物の」を加え、同表の42の項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同表の44の項中「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項に規定する書類」を「法第93条の2に規定する建築計画概要書等」に改め、同表の54の項中「52の項」

を「53の項」に改め、同項を同表の55の項とし、同表中53の項を54の項とし、52の項を53の項とし、同表の51の項中「53の項第1号」を「54の項第1号」に、「53の項において」を「54の項において」に改め、同項を同表の52の項とし、同表中50の項を51の項とし、49の項を50の項とし、同表の48の項中「46の項第1号」を「47の項第1号」に、「46の項第2号」を「47の項第2号」に改め、同項を同表の49の項とし、同表中47の項を48の項とし、同表の46の項中「52の項第3号」を「53の項第3号」に改め、同項を同表の47の項とし、同表の45の項中「47の項」を「48の項」に、「48の項」を「49の項」に改め、同項を同表の46の項とし、同表の44の項の次に次のように加える。

45	マンション建替円滑化法第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000円
----	--	--	----------

第2条 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2の46の項を次のように改める。

46	長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	<p>(1) 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。別表第2の48の項において同じ。）が提出された場合</p> <p>ア 1戸建の住宅 6,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を、申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項</p>
----	---	---------------------	--

から別表第2の49の項までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(ア) 床面積の合計  
(申請に係る1の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの

13,000円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

24,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

35,000円

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

65,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

112,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの

185,000円

(キ) 床面積の合計が20,000平方メートル

ルを超え 30,000  
平方メートル以内  
のもの

228,000 円

(ク) 床面積の合計が  
30,000 平方メー  
トルを超えるもの

243,000 円

(2) 住宅の品質確保の促  
進等に関する法律第 6  
条第 1 項の設計住宅性  
能評価書（長期優良住  
宅法第 6 条第 1 項第 1  
号に掲げる基準に適合  
しているものに限る。  
別表第 2 の 4 8 の項に  
おいて同じ。）の写し  
が提出された場合

ア 1 戸建の住宅

23,000 円

イ 共同住宅等 次に  
掲げる区分に応じそ  
れぞれに定める額を  
申請住戸数で除して  
得た金額（当該金額  
に 100 円未満の端数  
があるときは、これ  
を切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計が  
500 平方メートル  
以内のもの

72,000 円

(イ) 床面積の合計が  
500 平方メートル  
を超え 1,000 平方  
メートル以内のも  
の

112,000 円

(ウ) 床面積の合計が  
1,000 平方メー  
トルを超え 2,500 平  
方メートル以内の  
もの

207,000 円

(エ) 床面積の合計が  
2,500 平方メー  
トルを超え 5,000 平  
方メートル以内の  
もの

350,000 円  
(オ) 床面積の合計が  
5,000 平方メー  
トルを超え 10,000  
平方メートル以内  
のもの

535,000 円  
(カ) 床面積の合計が  
10,000 平方メー  
トルを超え 20,000  
平方メートル以内  
のもの

969,000 円  
(キ) 床面積の合計が  
20,000 平方メー  
トルを超え 30,000  
平方メートル以内  
のもの

1,321,000 円  
(ク) 床面積の合計が  
30,000 平方メー  
トルを超えるもの

1,597,000 円  
(3) (1) 又は (2) 以  
外の場合

ア 1 戸建の住宅

57,000 円  
イ 共同住宅等 次に  
掲げる区分に応じそ  
れぞれに定める額を  
申請住戸数で除して  
得た金額 (当該金額  
に 100 円未満の端数  
があるときは、これ  
を切り捨てる。)

(ア) 床面積の合計が  
500 平方メートル  
以内のもの

127,000 円  
(イ) 床面積の合計が  
500 平方メートル  
を超え 1,000 平方  
メートル以内のも  
の

200,000 円  
(ウ) 床面積の合計が  
1,000 平方メー  
トルを超え 2,500 平  
方メートル以内の

			もの 389,000 円 (エ) 床面積の合計が 2,500 平方メー トルを超え 5,000 平 方メートル以内の もの 692,000 円 (オ) 床面積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メートル以内 のもの 1,185,000 円 (カ) 床面積の合計が 10,000 平方メー トルを超え 20,000 平方メートル以内 のもの 2,187,000 円 (キ) 床面積の合計が 20,000 平方メー トルを超え 30,000 平方メートル以内 のもの 3,123,000 円 (ク) 床面積の合計が 30,000 平方メー トルを超えるもの 3,824,000 円
--	--	--	--

別表第 2 の 4 7 の項中「又は第 2 号ア」を「、第 2 号ア又は第 3 号ア」に、「又は第 2 号イ」を「、第 2 号イ又は第 3 号イ」に、「又は第 3 号に掲げる場合はそれぞれ該当する第 2 号又は第 3 号」を「に掲げる場合は同号」に改め、同項第 3 号を削り、同表の 4 8 の項を次のように改める。

48	長期優良住宅法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料	(1) 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 1 戸建の住宅 3,000 円 イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額
----	---	------------------------	---

に 100 円未満の端数  
があるときは、これ  
を切り捨てる。)

(ア) 床面積の合計  
(申請に係る 1 の  
建築物の変更後の  
床面積の合計をい  
う。以下この項に  
おいて同じ。) が  
500 平方メートル  
以内のもの

6,500 円

(イ) 床面積の合計が  
500 平方メートル  
を超え 1,000 平方  
メートル以内のも  
の

12,000 円

(ウ) 床面積の合計が  
1,000 平方メー  
トルを超え 2,500 平  
方メートル以内の  
もの

17,500 円

(エ) 床面積の合計が  
2,500 平方メー  
トルを超え 5,000 平  
方メートル以内の  
もの

32,500 円

(オ) 床面積の合計が  
5,000 平方メー  
トルを超え 10,000  
平方メートル以内  
のもの

56,000 円

(カ) 床面積の合計が  
10,000 平方メー  
トルを超え 20,000  
平方メートル以内  
のもの

92,500 円

(キ) 床面積の合計が  
20,000 平方メー  
トルを超え 30,000  
平方メートル以内  
のもの

114,000 円

(ク) 床面積の合計が

30,000 平方メートルを超えるもの

121,500 円

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

ア 1戸建の住宅

11,500 円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの

36,000 円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

56,000 円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

103,500 円

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

175,000 円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

267,500 円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000

平方メートル以内  
のもの

484,500 円

(キ) 床面積の合計が  
20,000 平方メート  
ルを超え 30,000  
平方メートル以内  
のもの

660,500 円

(ク) 床面積の合計が  
30,000 平方メート  
ルを超えるもの

798,500 円

(3) (1) 又は (2) 以  
外の場合

ア 1 戸建の住宅

28,500 円

イ 共同住宅等 次に  
掲げる区分に応じそ  
れぞれに定める額を  
申請住戸数で除して  
得た金額（当該金額  
に 100 円未満の端数  
があるときは、これ  
を切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計が  
500 平方メートル  
以内のもの

63,500 円

(イ) 床面積の合計が  
500 平方メートル  
を超え 1,000 平方  
メートル以内のも  
の

100,000 円

(ウ) 床面積の合計が  
1,000 平方メート  
ルを超え 2,500 平  
方メートル以内の  
もの

194,500 円

(エ) 床面積の合計が  
2,500 平方メート  
ルを超え 5,000 平  
方メートル以内の  
もの

346,000 円

(オ) 床面積の合計が  
5,000 平方メート

			ルを超え 10,000 平方メートル以内 のもの 592,500 円 (カ) 床面積の合計が 10,000 平方メー トルを超え 20,000 平方メートル以内 のもの 1,093,500 円 (キ) 床面積の合計が 20,000 平方メー トルを超え 30,000 平方メートル以内 のもの 1,561,500 円 (ク) 床面積の合計が 30,000 平方メー トルを超えるもの 1,912,000 円
--	--	--	--

別表第2の49の項中「又は第2号ア」を「、第2号ア又は第3号ア」に、「又は第2号イ」を「、第2号イ又は第3号イ」に、「又は第3号に掲げる場合はそれぞれ該当する第2号又は第3号」を「に掲げる場合は同号」に改め、同表の53の項中「又は第3号に掲げる場合はそれぞれ該当する第2号又は第3号」を「に掲げる場合は同号」に改め、同項第3号を削り、同表の55の項中「又は第3号に掲げる場合はそれぞれ該当する第2号又は第3号」を「に掲げる場合は同号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中別表第2の46の項の改正規定、同表の47の項の改正規定（「又は第2号ア」を「、第2号ア又は第3号ア」に、「又は第2号イ」を「、第2号イ又は第3号イ」に改める部分に限る。）、同表の48の項の改正規定及び同表の49の項の改正規定（「又は第2号ア」を「、第2号ア又は第3号ア」に、「又は第2号イ」を「、第2号イ又は第3号イ」に改める部分に限る。） 平成27年4月1日
- (2) 第1条中別表第1の改正規定（同表の5の項中「第7項」を「別表第1の7の項」に改める部分を除く。）並びに別表第2の1の項及び42の項の改正規定並びに第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成27年6月1日

平成27年2月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

建築基準法等の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る規定を改める等所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。